

調布飛行場諸課題検討協議会

次 第

■日時：令和8年5月22日（金曜日）14時00分～

■場所：調布飛行場ターミナル2階防災会議室

■議事：

- 1 自家用機分散移転に向けた取組について
- 2 要綱の改正について
- 3 その他の確認事項について
 - ・調布飛行場の整備に係る検討について
 - ・航空機航跡調査について
 - ・墜落事故風化防止の取組について
 - ・島しょ物産展の開催について
 - ・その他連絡事項

資料1 自家用機分散移転に向けた取組について

1. 自家用機所有者との協議状況について

自家用機所有者に対して、分散移転に向けた取組の一つとして移転交渉を実施

(1) 移転交渉の対象者

自家用機（17機）の所有者

※所有者区分：企業10機、団体5機、個人2機

(2) 移転交渉の経緯

令和4年度から自家用機所有者との個別交渉を実施

(3) 令和7年度の移転交渉

- ・自家用機所有者から、3機について大島空港格納庫への移転に関する提案あり
- ・粘り強く交渉を続けてきたが、条件への折り合いが付かず、交渉は決裂
- ・交渉が決裂したため、調布飛行場運営要綱の登録要件を満たさない2機については、以後の登録を認めないこととした。（今後の移転交渉の対象者：15機）

2. 移転促進補助制度について

(1) 令和7年度の実績

令和5年10月31日に策定・施行した移転促進補助制度を運用

① 補助対象者

調布飛行場に自家用機の航空機登録があり、調布飛行場から移転を行う機体の所有者等（※）
分散移転の個別交渉の場で、対象者に周知

※調布飛行場運営要綱の規定に基づき、機体ごとに事前に登録している「操縦者」及び「搭乗者」も含む

② 補助対象経費

対象経費	想定経費
① 交通費	○公共交通機関利用の場合 ⇒ 実費負担額 ○自家用車利用の場合 ⇒ 22円※×移動距離（km） ※他事例を参考に設定
② 資機材購入費	移転に伴い必要となる工具、整備機材、消耗品
③ 資機材輸送費	移転先への資機材輸送費
④ その他	自家用機所有者との協議による ※対象航空機を輸送するための整備・点検、操縦費等を想定

③ 補助期間

移転した日が属する会計年度1年間（②、③、④）。

ただし、①交通費については移転した日が属する会計年度から5年間交付申請可とする

④ 令和7年度執行額

執行なし（予算額：1,000万円）

(2) 令和8年度の実績

令和8年度も引き続き運用（予算額：1,000万円）

3. 大島空港格納庫における航空機整備事業の実施について

- 都は、調布飛行場の自家用機分散移転等を目的として、大島空港にて格納庫や給油施設等の整備、飛行訓練の承認など自家用機の受入拡大に向けた取組を推進
- この一環で、令和7年度から大島空港格納庫を活用して、都が選定した事業者が航空機の整備を行う
※事業者が都から格納庫の一部を借受けて航空機整備事業等を実施

選定した事業者：大島航空事業協同企業体

(代表団体：エアロファシリティ株式会社、構成団体：株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー)

事業の概要

- ✓ 航空機の整備（格納庫内の概ね1/4のスペースを使用して実施）
- ✓ 航空機のけん引
- ✓ 自主事業（調布飛行場自家用機の分散移転又は大島空港及び地域の活性化に資する事業）

⇒ 令和7年9月16日事業開始

※ハンドリングサービス（トーイング、出発・到着時のサポート）、機体の軽微な保守・整備作業

- 令和8年4月25日に事業者が大島空港そらまつりを開催



格納庫（外観）



格納庫内



大島空港そらまつり



4. 大島空港の移転環境の整備について

(1) 格納庫

- ・ 令和7年10月分の使用から利用ルールを変更（従来は先着順で最長1週間単位の使用許可）
- ・ 変更後は、整備事業者使用範囲（右図赤枠）を除く最大3機分のスペースについて、月ごとの抽選制により使用者を決定（前月中に以下の対応を実施）

①翌月分の使用申込受付

②空港管理事務所にて抽選を実施し、使用者を決定

③当選者に対し、その後の使用許可手続きを実施

※調布飛行場の登録を抹消した自家用機（移転機）を除く

- ・ 使用状況

月に2～3機程度



(2) 訓練飛行

- ・ 令和6年度 20件（うち、調布登録機19件）
- ・ 令和7年度 37件（うち、調布登録機23件）

(3) 航空機整備事業

- ・ 令和7年9月16日、航空機のけん引及び航空機の軽微な保守・軽微な整備作業の受入れを開始

5. 新たな移転先確保のための取組状況について

- ・ 過年度から引き続き、空港等の管理者に対して調査を実施

(1) 調査の実施対象

日本各地の飛行場の管理者

(2) 調査方法

電話による状況確認（常駐機の受入れ可能性、受入れ可能機体数について確認）

※各空港等の管理者に対して東京都港湾局離島港湾部職員がヒアリングを実施

(3) 調査結果の概要

令和8年4月時点で日本各地に所在する飛行場の調査を実施

➤ 1箇所（大利根飛行場）にて常駐機の受入れ可能性があることを確認。

なお、駐機スポットは草地であり、河川敷のため増水時等には所有者が要退避

資料2 東京都調布飛行場運営要綱の改正について

1. 調布飛行場運営要綱の一部改正（令和8年4月1日施行）

主な改正内容

- 年度当初に登録することとし、原則として年度途中からの登録はできないものとする。
- 前年度に調布飛行場への離着陸のない自家用機の登録はできないものとする。

資料3 その他の確認事項について

1. 調布飛行場の整備に係る検討について

(1) 目的・概要

- 国から引き継いだ、飛行場管理事務所・管制塔（タワー）等の老朽化（築40年超）への対応が必要
- 都営空港化から30年が経過する中で、調布飛行場を取り巻く社会情勢等は大きく変化
 - 離島航空路線を維持した上で、老朽化した施設を建替える機会を捉えて、調布飛行場整備方針・整備基本計画（平成8年度策定）に基づく今後の調布飛行場に求められる役割を改めて把握・整理し、着実に果たしていくため、整備方針の検討を実施

(2) 調布飛行場整備検討会

老朽化への対応と、今後の調布飛行場に求められる役割とその実現に向けた取組を検討するため、学識経験者（3名）等を委員とする検討会を設置

検討会	日程	内容
第1回	令和6年11月7日	飛行場、飛行場周辺環境等の状況整理
第2回	令和7年1月28日	インタビュー調査結果① 飛行場各種施設の状況
第3回	令和7年3月13日	インタビュー調査結果② 各種施設の配置案等
第4回	令和7年10月23日	飛行場に求められる役割と実現に向けた整理
第5回	未定	検討会報告書（案）（予定）

検討会終了後、港湾局webページに掲載予定（第4回まで掲載済）

(3) 令和8年度の予算額

整備検討調査（予算額：2,500万円）

2. 航空機航跡調査について

(1) 調査の概要

航空機の運航に必要な空港等に関する情報をまとめたAIP（航空路誌）の中で、調布飛行場では騒音対策を主な目的として、以下に示す有視界飛行方式の運用方法を定めている。

調布飛行場を離陸する航空機が、AIPに定められた離陸経路を航行しているかについて確認するため、GPSや映像を分析し、航空機の航跡を調査した。

(2) AIPに定められた飛行方式の概要

AIPに定めている、有視界飛行での離陸経路は、以下のとおり。

- 滑走路35からの離陸機（北に向かったの離陸機）は、安全な高度に達した後、西武多摩川線と東八道路の交点からJR中央本線の間で左右に変針する。
- 滑走路17からの離陸機（南に向かったの離陸機）は、安全な高度に達した後、中央自動車道から多摩川の間で左右に変針する。

(3) 調査期間

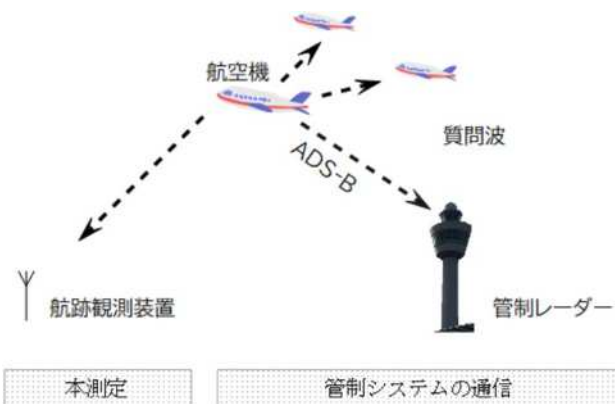
- 第1回調査 令和7年8月23日から8月29日
- 第2回調査 令和8年1月6日から1月13日



(4) 調査方法

2つの方法を用い、航空機の航跡を調査した。

方式1：ADS-B
(放送型自動従属監視)



(原理)

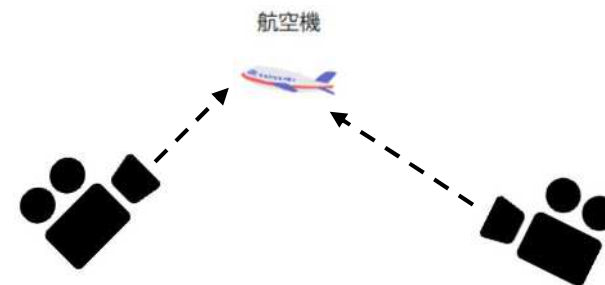
航空機が自ら発するGPSの情報を観測して航跡を確認

(特徴)

正確な位置情報を高頻度で観測可能

ADS-Bを搭載している航空機は少ない

方式2：映像



(原理)

複数のカメラにより航空機を撮影し、映像の情報から航跡を確認

(特徴)

すべての航空機の位置情報を観測可能

一方、映像の解析に時間を要することから速報性が低い

(5) 調査結果 (令和7年8月23日から8月29日)

- 全ての離陸機について、いずれかの方式で航跡データを取得できた (100% : 120/120)
方式別の特徴は以下のとおり
 - 方式1 (ADS-B) は、対応機器の搭載機体が少なく、捕捉率が低い (50% : 60/120)
 - 方式2 (映像) は、全ての離陸機航跡を捕捉 (100% : 120/120)
- AIPで定められた離陸経路を遵守して離陸していることを確認した。

$$\text{※捕捉率 (\%)} = \frac{\text{離陸機の航跡捕捉数}}{\text{観測期間中の離陸機数}}$$

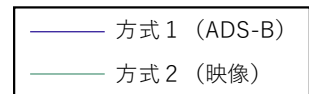
複数方式で観測した同一フライトの例



▲滑走路35からの離陸機 (北に向かったの離陸)



▲滑走路17からの離陸機 (南に向かったの離陸)

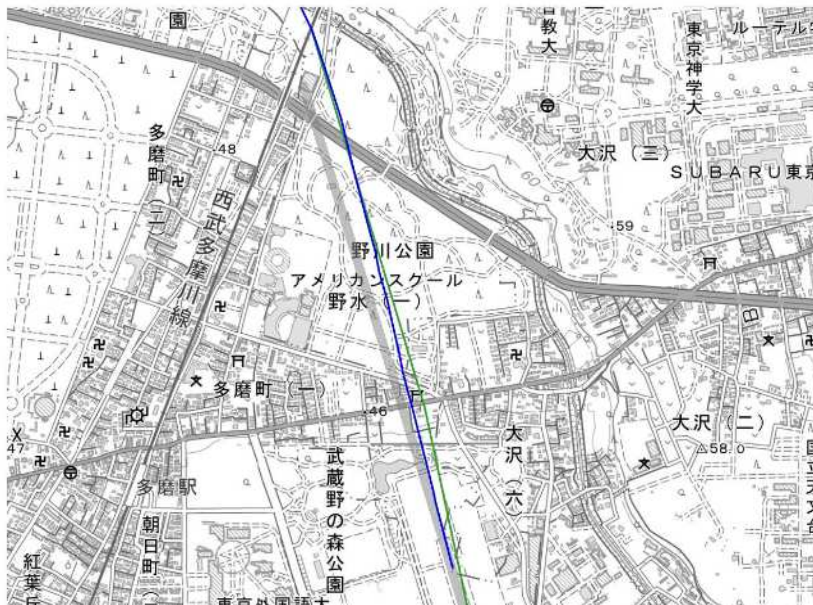


(6) 調査結果 (令和8年1月6日から1月13日)

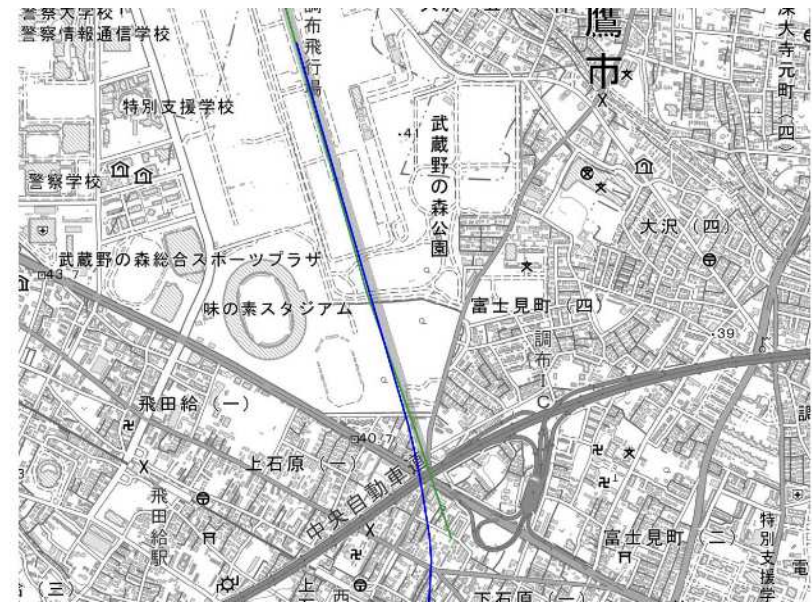
- 全ての離陸機について、いずれかの方式で航跡データを取得できた (100% : 112/112)
方式別の特徴は以下のとおり
 - 方式1 (ADS-B) は、対応機器の搭載機体が少なく、捕捉率が低い (35% : 39/112)
 - 方式2 (映像) は、全ての離陸機航跡を捕捉 (100% : 112/112)
- AIPで定められた離陸経路を遵守して離陸していることを確認した。

$$\text{※捕捉率 (\%)} = \frac{\text{離陸機の航跡捕捉数}}{\text{観測期間中の離陸機数}}$$

複数方式で観測した同一フライトの例



▲滑走路35からの離陸機 (北に向かったの離陸)



▲滑走路17からの離陸機 (南に向かったの離陸)

(7) 令和8年度 の取組 : 昨年度と同様の手法・時期での計測を予定 (予算額 : 2,000万円)

- 方式1 (ADS-B)
- 方式2 (映像)

3. 墜落事故風化防止の取組について

(1) 令和8年度部転入者研修

小型飛行機墜落事故の風化を防ぐため、事故の概要や事故後の都の取組に関する部転入者研修を4月28日に実施

(2) 空の安全月間・7月26日黙とうの実施

7月を「空の安全月間」と定め、都営空港を管理運営するに当たっての安全意識の徹底を図るとともに、事故の風化防止の取組を実施予定。安全月間の取組の一環として、

- ・ 7月に事故の風化防止のための局悉皆研修を実施予定
- ・ 調布飛行場関係者及び港湾局職員が黙とうを実施予定



▲調布飛行場での黙とうの様子

調布飛行場内に設置した安全の誓い碑



安全の誓い

平成27年に発生した小型飛行機墜落事故を教訓に、我々は、安全運航への強い意志を持ち続け、空港及び周辺地域の安全確保に努めてまいります。

4. 島しょ物産展の開催報告

(1) 実施概要

- ◆ 実施日程 令和7年11月30日(日)
- ◆ 実施場所 調布飛行場ターミナル2階
ユーティリティルーム・展望デッキ
- ◆ 内容 伊豆諸島・小笠原諸島の特産品販売
島しょへの移住定住に係る相談実施

(2) 主な企画実施状況等

- ◆ 特産品販売を、東京島しょ振興公社の協力により実施品数を大幅に増やし、71種類販売(令和6年度46種類)
- ◆ 総務局行政部の協力によって移住定住相談ブースを設置
- ◆ TOKYO MX、調布FMが取材のため来場

(3) 実績

- ◆ 来場者数 : 約1,100名

※来場者数、売上ともに令和6年度の約2倍の実績となった



▲ オープン当初の賑わいの様子



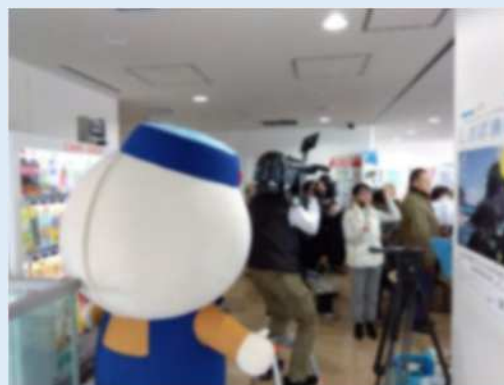
▲ 展望デッキで飲食物販売を実施



▲ 島焼酎等の試飲ブース



▲ 陳列された多くの特産品



▲ 報道取材班も来場



▲ かめぼう

◆令和8年3月12日の調布飛行場での火災

1. 場所

調布飛行場北側過走帯脇の草地（格納庫側）

2. 経緯

18:49 草刈作業中、受注者の所有する草刈機から発火。消防に連絡

草地 120 m²に延焼

20:40 鎮火判定

3. 出火原因

草刈機の刃の後方のベルト上部にある蓋の内側に草が詰まっていた、ベルトの摩擦で発火したと思われる。

4. 本件に伴う影響

空港運用への影響なし

5. 問い合わせ

現状、市民などからの問い合わせは無



草刈機（同型,メーカーホームページより引用）

調布飛行場外部監査について

調布飛行場に係る管理運営業務の適正の確保などに寄与することを目的として、年に1回監査を実施しています。監査員は、航空機の運航や航空保安業務に関する外部有識者2名を選任して行っています。

令和7年度 外部監査結果

- 日時** 令和7年9月11日(木) 13時30分～17時30分
- 場所** 東京都調布飛行場管理事務所
- 監査員** 主査監査員 1名
監査員 1名

4 監査結果

○指摘事項なし

一部の書類について、内容の確認を受けたが、確認の結果、適正と評価された。

○監査員の講評

- 調布飛行場の運営と安全のために日々努力していることが分かった。全国を見ても調布飛行場ほど対策されている空港は他にない。この先も安全の取組を継続して欲しい。
- 日頃から管理事務所の所長が事業者を訪れてコミュニケーションを図っている。

お問い合わせ

離島港湾部管理課空港管理担当

☎ 電話 : 03-5320-5653

(案)

調布飛行場諸課題検討協議会設置要綱

(設 置)

第1 調布飛行場の諸課題を機動的・効率的に解決するため、調布基地跡地関連事業推進協議会設置要綱第6に基づき、課題別協議会として、調布飛行場諸課題検討協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議・調整する。

- (1) 調布飛行場の安全対策の強化について
- (2) 調布飛行場の管理運営の一層の適正化について
- (3) その他必要と認められる事項について

(構 成)

第3 協議会は、関係部署の部長級職員及び課長級職員で構成し、別表1の通りとする。

(会 議)

第4 協議会は、構成員の求めに応じて開催する。

- 2 協議会に必要あるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 協議会は、協議・調整を行った事項について、「調布基地跡地関連事業推進協議会幹事会」に報告するものとする。

(庶 務)

第5 協議会の庶務は、東京都港湾局離島港湾部計画課が務める。

(そ の 他)

第6 この要綱に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。(17港島計第61号)

附 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行する。(24港島計第28号)

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。(平成28年3月10日開催の諸課題検討協議会了承)

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。(令和4年5月18日開催の諸課題検討協議会了承)

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。(令和5年5月19日開催の諸課題検討協議会了承)

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。(令和6年5月20日開催の諸課題検討協議会了承)

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。(令和7年5月23日開催の諸課題検討協議会了承)

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。(令和8年5月22日開催の諸課題検討協議会了承)

別表1

- (1) 三鷹市企画部長
- (2) 三鷹市企画部企画経営課長
- (3) 府中市政策経営部長
- (4) 府中市政策経営部政策課基地跡地担当主幹
- (5) 府中市政策経営部政策課主幹
- (6) 調布市行政経営部長
- (7) 調布市行政経営部次長
- (8) 調布市行政経営部副参事(企画調整担当)
- (9) 調布市行政経営部企画経営課長
- (10) 東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長
- (11) 東京都港湾局離島港湾部島しょ空港整備推進担当課長
- (12) 東京都港湾局離島港湾部島しょ空港管理専門課長
- (13) 東京都調布飛行場管理事務所長
- (14) 東京都港湾局離島港湾部航空保安担当課長